

沖縄県個人情報保護審査会答申第59号 概要

①件名	「相談処理票」記載内容の不訂正決定に対する審査請求について
②訂正請求年月日	平成29年10月23日（受理：平成29年10月25日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部広報相談課）
④決定年月日	平成29年11月22日（沖広相第5979号）
⑤決定内容	保有個人情報不訂正決定
⑥決定理由	本件訂正請求は、相談処理票に記載されている請求人自身の発言内容について訂正を求めるものであるが、相談の際に請求人が発言した内容については、客観的な正誤の立証になじむものではないため。
⑦審査請求年月日	平成29年11月29日（受理：平成29年12月1日）
⑧審査請求の趣旨	相談処理票の記載内容を訂正すべき。
⑨審査請求理由要旨	請求人自身の発言内容についてのみ不訂正の決定がなされたが、訂正請求書と添付資料を精査すれば、その他の訂正請求事項が存在することは明白である。
⑩諮問年月日	平成30年2月9日（沖公委（広相）第7号）
⑪答申年月日	平成30年7月23日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った平成29年11月22日付け沖広相第5979号の保有個人情報不訂正決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 訂正請求権について</p> <p>本件対象公文書は、開示決定に基づき部分開示を受けた保有個人情報であり、訂正請求の対象となるものである。</p> <p>(2) 保有個人情報の訂正について</p> <p>本件訂正請求のうち、訂正を求める内容の記述となっていない部分については、訂正請求とは認められない。</p> <p>訂正を求める内容の記述となっている部分のうち、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料が提出されていない部分については、「訂正請求に理由がある」ことには該当せず、訂正しない。</p> <p>訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料が提出されている部分については、事実の証明はされているものの、予定という本人の内心の考えを証明するものではないため、「・・・予定である」及び「・・・は続け」という訂正請求については、「訂正請求に理由がある」ことには該当せず、訂正しない。</p>